ロ　武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ　武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第五条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　事態対処法の一部改正（第百九十五条）」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第二条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「事態対処法第二十二条第一号に掲げる」を「次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための」に、「同号へ」を「第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二　施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三　保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四　運送及び通信に関する措置

五　国民の生活の安定に関する措置

六　被害の復旧に関する措置

第百七十二条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十二条第一項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条第三項第二号」を「第二十二条第三項第二号」に改める。

第百八十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十七条」を「第二十四条」に改める。

第百八十三条の表第二十五条第一項の項中「第二十五条第四項」を「第二十二条第四項」に改める。

第十一章を削る。

（武力紛争の際の文化財の保護に関する法律及び原子力規制委員会設置法の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

一　武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）第六条第一項

二　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第十条第四項第三号

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三百四十一条（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二条（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条のうち武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第十一号及び第十二号の改正規定中「第三条第十一号及び第十二号」を「第三条第十三号及び第十四号」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法の一部改正）

第八条　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第九条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十九号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十三条の表捕虜資格認定等審査会の項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第三十条中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

（防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十条　施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十二条」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十二号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第十二条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の項中「第三条第七号イ」を「第三条第九号イ」に改め、同表周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同表武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の項中「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　山口　俊一
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　中谷　元